

2026年10月、**カスタマーハラスメント防止措置が義務化**されます
暴言やSNS誹謗中傷などのカスハラは、**従業員の離職や
労災に直結する重大な経営リスク**です

カスタマーハラスメントの基本知識と 会社が取るべき労務管理

「お客様第一」と「従業員を守ること」は両立できます。

カスハラ時代に企業が取るべき法改正を見据えた実践的な対応策を分かりやすく解説します。
経営者・管理職・人事担当者が、明日から実践できる内容です。実際の相談事例を交えながら、
現場対応まで具体的に解説します。

2026

9/29^火

14:00～16:00

会場

浦安商工会議所 3階大会議室
(浦安市猫実1-19-36)

受講料

会員無料

非会員1,000円(税込)

定員

50名

申込締切

9月24日(木)

講演内容

- ・2026年10月施行の
カスタマーハラスメント対策義務化の内容
- ・カスタマーハラスメントの定義と判断基準
- ・正当なクレームとカスハラの見分け
- ・企業に求められる安全配慮義務と法的責任
- ・カスハラ発生時の初動対応と管理職の役割
- ・相談窓口や対応マニュアル等の社内体制整備
- ・従業員のメンタル不調や離職を防ぐための労務管理
- ・実際の相談事例から学ぶ企業対応のポイント



講師

弁護士法人戸田労務経営
代表弁護士／社会保険労務士

戸田 哲

とだ さとし

講師プロフィール

中小企業から大企業まで顧問先110社以上／労務分野の講演実績
200回以上／千葉県弁護士会 労働問題対策委員会 副委員
労務問題・人事労務コンサルティング・ハラスメント対応・問題社員
対応を中心に、弁護士会や社会保険労務士会、経営者団体、医師会等
で講演実績多数。法的視点と現場実務の双方から、**実践的で分かりや
すい解説に定評。**

お申込

二次元コードを読み込み、フォームを入力してください

申込締切

9月24日(木)

問合せ先

浦安商工会議所 TEL: 047-351-3000

